

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和04年04月01日

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（重点）（第2期）														
計画の期間	令和04年度～令和08年度（5年間）										重点配分対象の該当		○		
交付対象	福岡県,大牟田市,小竹町,添田町,筑後市,うきは市,上毛町														
計画の目標	多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実														
全体事業費（百万円）		合計（A＋B＋C＋D）		6,523	A	6,377	B	0	C	146	D	0	効果促進事業費の割合 C / （A＋B＋C＋D）	2.23	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R2末		R8末
1	バリアフリー化公営住宅の割合			
	県内の公営住宅における住戸のバリアフリー化（手すり設置、段差解消、廊下幅のうち2つ以上）の割合を、県・市町村（政令市を除く）の調査により算出（バリアフリー化公営住宅の割合）＝（バリアフリー化された公営住宅の住戸数）／（公営住宅の全住戸数）	36%	%	40%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	福岡県	直接	県	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	福岡県	■	■	■	■	■	0		策定済
	A15-002	住宅	一般	福岡県	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	福岡県	■	■	■	■	■	0		策定済
	A15-003	住宅	一般	大牟田市	直接	市	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	大牟田市	■	■	■	■	■	2,093		策定済
	A15-004	住宅	一般	大牟田市	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	大牟田市	■	■	■	■	■	0		策定済
	A15-005	住宅	一般	小竹町	直接	町	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	小竹町	■	■	■	■	■	1,440		策定済
A15-006	住宅	一般	小竹町	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	小竹町	■	■	■	■	■	0		策定済	

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-007	住宅	一般	添田町	直接	町	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	添田町	■	■	■	■	■	2,149		策定済
	A15-008	住宅	一般	添田町	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	添田町	■	■	■	■	■	0		策定済
	A15-009	住宅	一般	筑後市	直接	市	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	筑後市			■	■	■	300		策定済
	A15-010	住宅	一般	筑後市	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	筑後市			■	■	■	0		策定済
	A15-011	住宅	一般	うきは市	直接	市	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	うきは市			■	■	■	385		策定済
A15-012	住宅	一般	うきは市	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	うきは市			■	■	■	0		策定済	

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
地域住宅計画に基づく事業	A15-013	住宅	一般	上毛町	直接	町	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	上毛町				■	■	10		策定済	
	A15-014	住宅	一般	上毛町	間接	民間	-	-	地域住宅計画に基づく事業	別紙地域住宅計画のとおり	上毛町				■	■	0		策定済	
											小計							6,377		
											合計							6,377		

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	福岡県	直接	県	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	福岡県	■	■	■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-002	住宅	一般	福岡県	間接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	福岡県	■	■	■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-003	住宅	一般	大牟田市	直接	市	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	大牟田市	■	■	■	■	■	92		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-004	住宅	一般	大牟田市	間接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	大牟田市	■	■	■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-005	住宅	一般	小竹町	直接	町	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	小竹町	■	■	■	■	■	20		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-006	住宅	一般	小竹町	間接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	小竹町	■	■	■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-007	住宅	一般	添田町	直接	町	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	添田町	■	■	■	■	■	34		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-008	住宅	一般	添田町	間接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	添田町	■	■	■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-009	住宅	一般	筑後市	直接	市	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	筑後市			■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び促進を図れる。																	

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-010	住宅	一般	筑後市	間接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	筑後市			■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。																	
	C15-011	住宅	一般	うきは市	直接	市	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	うきは市			■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び促進を図れる。																	
	C15-012	住宅	一般	うきは市	直接	民間	-	-	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（公営住宅等整備事業）と一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成等	うきは市			■	■	■	0		策定済
		公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び促進を図れる。																	

C 効果促進事業																					
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
		一体的に実施することにより期待される効果																			
		備考																			
地域住宅計画に基づく事業	C15-013	住宅	一般	上毛町	直接	上毛町	-	-	地域優良賃貸住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（地域優良賃貸住宅整備事業）と、一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成	上毛町					■	■	0		策定済	
		地域優良賃貸住宅整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、地域優良賃貸住宅整備事業の円滑化及び推進を図れる																			
	C15-014	住宅	一般	上毛町	直接	民間	-	-	地域優良賃貸住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業（地域優良賃貸住宅整備事業）と、一体的に行う事業：移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成	上毛町					■	■	0		策定済	
		地域優良賃貸住宅整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、地域優良賃貸住宅整備事業の円滑化及び推進を図れる																			
												小計							146		
											合計							146			

全体事業費や事業実施期間は計画期間内における数字であるため、必ずしもそれぞれの事業箇所全体の数字と一致しない。
また、予算確保の状況や用地買収の進捗などによる変更が生じるため、整備計画は随時見直しを行っている。

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R04	R05			
配分額 (a)	984	809			
計画別流用増 減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	984	809			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	984	809			
翌年度繰越額 (f)	0	0			
うち未契約繰越額(g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

事前評価チェックシート

計画の名称： 福岡県住宅・住環境整備計画（重点）（第2期）

事前評価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	○
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○

[illegible]

ち い き じゅうたくけい かく

地域住宅計画

ふくおか けん ぜん ち い き だい き

(福岡県全地域 第5期)

ふくおか けん おおむたし くるめし のおがたし いいづかし たがわし やながわし やめし ちくごし おおかわ
福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川
し ゆくはしし ぶぜんし なかまし おごおりし ちくしのし かすがし おおのじょうし むなかたし だざいふし
市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府
こがし ふくつし うきはし みやわかし かまし あさくらし みやまし いとしまし なかがわ
市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川
し うみまち ささぐりまち しめまち すえまち しんぐうまち ひさやままち かすやまち あしやまち みずまきまち おかがき
市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣
まち おんがちょう こたけまち くらてまち けいせんまち ちくぜんまち とうほうむら たちあらいまち おおきまち ひろかわまち かわ
町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香
らまち そえだまち いとだまち かわさきまち おおとうまち あかむら ふくちまち かなだまち みやこまち よしとみまち こう
春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上
げまち ちくじょうまち
毛町、築上町

令和8年3月

地域住宅計画

計画の名称		福岡県全地域 第5期	
都道府県名	福岡県	作成主体名	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
計画期間	令和 8年度	～	令和 12年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況	
	対象地域は福岡県全域で、令和7年9月時点において、人口約509万人、世帯数約244万世帯である。 対象地域では、明治以降の我が国の工業化において、石炭や鉄を中心に各種の産業が発展し、人口の急増に伴い約11万3千戸の公営住宅をはじめとする公共賃貸住宅のストックが形成され、それらの老朽化が進んでいる。また、大都市部や産炭地域では、古くから住宅地が形成され道路等の公共施設が不足した密集住宅市街地等の住環境上の問題が生じている地域が存在する。さらに、大都市部近郊のニュータウンでは高齢化が進み、世帯のニーズと住宅ストックのミスマッチが生じている。 福岡県及び関係市町村では、これまで県市町村民の住生活の向上に向けて、住生活基本計画等において住宅政策の目標や重点施策等を定め、計画的に住宅施策を展開している。 令和5年住宅・土地統計調査によると、総住宅数は約270万戸となっており、総世帯数約237万世帯に対し約14%多く、量としては充足した状況が続いている。これらストックを有効活用しながら、少子高齢化社会対応等の住宅政策の課題に取り組んでいくことが重要になっている。 このような社会・経済情勢の大きな変化に対応するため、住宅の供給に主眼をおいた施策からストック重視、市場重視の施策に転換しており、現在、民間住宅施策では、既存住宅の流通促進、住宅ストックの性能向上の推進（耐震性・省エネ性能など）、空き家対策（除却、適正管理、利活用）、定住促進対策、住情報の提供等を行っている。公的住宅施策では、老朽・狭小化した公的賃貸住宅の建替事業、同住宅の福祉対応や居住性向上等に資する改善事業、省エネ性能の向上に資する改善事業、子育て世帯支援に関する事業や住宅確保要配慮者の居住安定に資する地域優良賃貸住宅整備事業等を行っている。

2. 課題
○老朽・狭小化し住環境が悪化した公営住宅及び改良住宅は、計画的に建替及び改善事業を実施しているが、昭和40～50年代に大量に建設された居住環境の改善が必要な中層耐火構造の住宅が、一気に更新時期を迎えることから、効率的かつ継続的な更新等を進め事業の平準化を図る必要がある。 ○高齢化が進みコミュニティ等が低下している大規模な公的賃貸住宅において、居住機能の集約化や生活支援施設の併設を通じて団地の再生を推進する必要がある。 ○公営住宅の入居に関しては、収入超過者、高額所得者、地位承継による長期入居者、高い応募倍率など公営住宅に入居している世帯と入居を希望している世帯との間に不公平感が生じている。また、高齢者の単身又は二人世帯の割合が高くなっており、団地内でのコミュニティー活動等に支障が生じているため、これらに対する対策が必要である。 ○不良住宅が集集すること等により生活環境の整備が進んでいない住宅市街地において、住環境の改善を図るため、住宅市街地全体として一体的な整備をする必要がある。 ○住宅政策の実効性をより高めるため、住宅部局と福祉部局の連携のほか、地方自治体間の連携を推進する必要がある。 ○人口減少社会を迎え地域間の格差が生じている。人口減少地域においては定住促進、居住環境の向上等の対策が必要である。 ○多様な居住ニーズに答える環境づくりと住宅セーフティネットの充実のため、子育てしやすい居住環境づくりや高齢者が安心できる住まいの確保、住宅確保要配慮者の多様化に対する公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が必要である。 ○良質な住宅ストックを将来世帯に継承できる環境づくりのため、既存住宅の適切な維持・管理や住宅のバリアフリー化・省エネ化などの質の向上、既存住宅が流通しやすい環境づくり、マンション管理の適正化等の促進、立地や状態に合わせた空き家への的確な対策などが必要である。 ○誰もが安全・安心に暮らせる居住環境づくりのため、計画的な住宅の耐震化の促進、災害時における適切かつ迅速な住宅支援などが必要である。 ○豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化のため、住生活リテラシー向上につながる情報提供・相談体制の充実や住宅建設技能者等の住まいづくりに携わる担い手の確保・育成などが必要である。

3. 計画の目標

『多様なニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実』
『良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり』
『誰もが安全・安心に暮らせる居住環境づくり』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
1. 公営住宅のバリアフリー化率	%	バリアフリー化（※）公営住宅の割合 ※バリアフリー化＝住戸内の手すり設置、段差解消、 廊下花のうち2つ以上整備された住戸 （県で実施するバリアフリー化調査を使用）	96.3%	R8	98%	R12
2. 公営住宅の耐震化率	%	耐震化された公営住宅の割合 公営住宅耐震化率＝一定の耐震性を有する住戸数/全 住戸数（※） ※ 除却の位置づけが明確なものを除く （国の調査を使用）	97.2%	R8	100%	R12
3. 改良住宅の耐震化率	%	耐震化された改良住宅の割合 改良住宅耐震化率＝一定の耐震性を有する住戸数/全 住戸数（※） ※ 除却の位置づけが明確なものを除く （国の調査を使用）	95.7%	R8	100%	R12

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

1-1 公営住宅等整備事業	○老朽・狭小化した公営住宅の居住環境の改善を図るため、公営住宅建替事業等を実施する。
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業	○陳腐化した公営住宅の環境改善を図るため、公営住宅ストック総合改善事業等を実施する。
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業	○子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
1-4 公的賃貸住宅家賃低廉化事業	○公的賃貸住宅家賃低廉化事業を実施する。
1-5 住宅地区改良事業等	○住環境の改善を図るため、住宅地区改良事業等を実施する。 ○居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、空き家再生等推進事業により、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び活用を推進する。
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため、住宅確保要配慮者賃貸住宅改修事業を実施する。

(2) 提案事業の概要

2-1 公営住宅改善関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、公営住宅の機能向上に資する事業等を実施する。
2-2 住宅地区改良事業等関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、改良住宅の機能向上に資する事業等を実施する。
2-3 公的賃貸住宅アスベスト調査事業	○公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）においてアスベスト含有の可能性がある建材に対する分析調査を実施する。
2-4 既存建築物除却事業（2-7を除く）	○老朽化等により周辺の住環境に悪影響がある場合に、既存の公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）の除却を実施する。
2-5 その他公的賃貸住宅関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、地域優良賃貸住宅、単独住宅等の機能向上に資する事業等を実施する。
2-6 住宅政策関連計画策定等	○住宅政策の目標の実現に向けた各種計画策定、調査等を実施する。
2-7 民間空き家等除却事業	○住環境の整備改善を図るため、老朽化により周辺の住環境に悪影響を与える民間の空き家等（空き家住宅又は空き建築物）を除却する事業を実施する。
2-8 民間空き家等活用事業	○空き家等の流通・活用を促進し、住環境の整備改善、定住促進及び地域活性化を図るため、民間の空き家等を活用する事業を実施する。
2-9 定住促進関連事業（2-7及び2-8を除く）	○地域の活性化や良好なコミュニティを形成するため、定住を促進する事業(住宅新築購入助成等)を実施する。
2-10 災害対応関連事業	○公的賃貸住宅の災害対応に伴う測量試験、工事等の実施 ○民間宅地を含む浸水被害を軽減するため宅地嵩上げ補助事業等を実施する。
2-11 住生活安定確保・向上推進事業	○多様な居住ニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実に資する事業を実施する。 ○良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくりに資する事業を実施する。 ○誰もが安全・安心に暮らせる居住環境づくりに資する事業を実施する。 ○豊かな住生活を叶える住情報提供等の充実と住生活産業の活性化に資する事業を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(3) 地域優良賃貸住宅の実施について

〈事業の概要〉

- ・子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
- ・都市再生機構の供給計画に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。

〈地域優良賃貸住宅の整備に関する事項〉

- ・整備を促進すべき地域（政令指定都市にあっては独自に定める地域住宅計画等による）
民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）：県内全域
機構供給：現に都市再生機構の存する区域（都市再生機構が今後供給を予定している区域）

- ・特別な事情のため入居させることが適当と認められる場合

民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）

- 1 被災者世帯（地震等災害により住宅に被害を受けた者）
- 2 母子・父子世帯（配偶者のない女子（男子）で現に学生を扶養している者）
- 3 外国人世帯（外国籍を有する者）
- 4 DV被害者世帯（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する者）
- 5 被生活保護者世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者）
- 6 犯罪被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する者）
- 7 ホームレス世帯（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）
- 8 失業者世帯（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）
- 9 UJIターン世帯（当該市町村以外から転入する者）※公共供給型に限る

(4) その他（関連事業など）

- ・福岡県、福岡県内の市町村、住宅金融支援機構九州支店、独立行政法人都市再生機構九州支社、地方住宅供給公社、（一財）福岡県建築住宅センターをもって構成する福岡県地域住宅協議会にて公的賃貸住宅等の整備に関して必要な措置について協議する。
- ・民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る。
- ・福岡県内の区域においては、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等を推進する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業				
事業	細項目	事業主体	交付期間内	交付金算定
			事業費	対象事業費
1-1 公営住宅等整備事業		福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、宗像市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	25,755	25,755
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業		福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、篠栗町、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町	7,689	7,689
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業		福岡県、大刀洗町、大任町、上毛町	48	48
1-4 公的賃貸住宅家賃低廉化事業		久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、中間市、春日市、宗像市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、新宮町、粕屋町、芦屋町、小竹町、桂川町、筑前町、大刀洗町、香春町、添田町、糸田町、大任町、赤村、福智町、みやこ町、吉富町	4,447	4,447
1-5 住宅地区改良事業等	住宅地区改良事業	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野	0	0
	小規模住宅地区等改良事業	市、春日市、大野城市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、築上町	1,320	1,320
	改良住宅等改善事業		7,765	7,765
	住宅新築資金等貸付助成事業		930	930
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業		福岡県、久留米市、田川市、柳川市、宮若市、朝倉市、みやま市、筑前町、香春町		
合計			47,954	47,954
提案事業				
事業		事業主体	交付期間内 事業費	交付金算定 対象事業費
2-1 公営住宅改善関連事業		福岡県、大牟田市、久留米市、八女市、小郡市、新宮町、吉富町	360	360
2-2 住宅地区改良事業等関連事業		福岡県、大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、岡垣町、大任町	0	0
2-3 公的賃貸住宅アスベスト調査事業		中間市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、芦屋町、鞍手町、苅田町	23	23
2-4 既存建築物除却事業（2-7を除く）		大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、東峰村、広川町、川崎町、苅田町、みやこ町、上毛町	109	109
2-5 その他公的賃貸住宅関連事業		久留米市、豊前市、芦屋町	145	145
2-6 住宅政策関連計画策定等		福岡県、田川市、福津市、宮若市、篠栗町、粕屋町、小竹町、大任町	98	98
2-7 民間空き家等除却事業		大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、大野城市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、篠栗町、志免町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、福智町、苅田町、吉富町、上毛町、築上町	429	429
2-8 民間空き家等活用事業		大牟田市、久留米市、直方市、田川市、中間市、うきは市、岡垣町、香春町	28	28
2-9 定住促進関連事業（2-7及び2-8を除く）		直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、宗像市、宮若市、嘉麻市、那珂川市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、香春町、福智町、吉富町	2,144	2,144
2-10 災害対応関連事業		久留米市、福津市、朝倉市、岡垣町、	25	25
2-11 住生活安定確保・向上推進事業		福岡県、久留米市、宗像市、那珂川市	77	77
合計			3,438	3,438

※交付期間内事業費、交付金算定対象事業費は概算事業費

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等（参考資料：事業主体別一覧）

[illegible]

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない特定優良賃貸住宅のストックを有効活用し、1又は2のいずれかに定める住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合同居親族要件、所得による要件は問わない。

1. 特定優良賃貸住宅制度において特定入居資格、または優先入居資格に該当する者
2. 以下のいずれかに該当する者
 - ①子育て世帯（18歳未満の同居する児童がいる世帯）
 - ②一定の収入はあるものの、各種控除を受け所得要件が下回る者
 - ③親子で隣居を希望する者
 - ④最低居住水準未満世帯の入居者
 - ⑤法人契約（入居者との連名契約に限る）で入居する者
 - ⑥マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
 - ⑦マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人

【賃貸に関する事項】

配慮入居者に対して、福岡県が平成18年度までに認定を行った特定優良賃貸住宅及び平成18年度までに指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設した特定優良賃貸住宅の空家を賃貸する。

8-2. 法第6条第7項又は地域優良賃貸住宅制度要綱第17条の規定に基づく配慮入居者及び地域優良賃貸住宅（一般型）の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない地域優良賃貸住宅のストックを有効活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合同居親族要件（①は除く）、所得による要件（①は除く）は問わない。

- ①親族同居世帯（所得月額0円～487,000円）
- ②子育て世帯（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯）
- ③新婚世帯（配偶者（事実婚及び予定者を含む）を得て5年以内の者）
- ④高齢者世帯
- ⑤障害者等世帯
- ⑥母子・父子世帯
- ⑦外国人世帯
- ⑧DV被害者世帯
- ⑨親子で隣居を希望する者
- ⑩最低居住水準未満世帯の入居者
- ⑪マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
- ⑫マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の規定による勧告に係るマンションの賃借人
- ⑬公営住宅の収入超過者である者
- ⑭災害、不良住宅の撤去等により、住宅を必要とする者
- ⑮公営住宅法第2条第11号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の撤去により住宅を必要とする者
- ⑯都市計画事業等に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者
- ⑰収用認定事業者等の執行に伴う住宅の除去により住宅を必要とする者

【賃貸に関する事項】

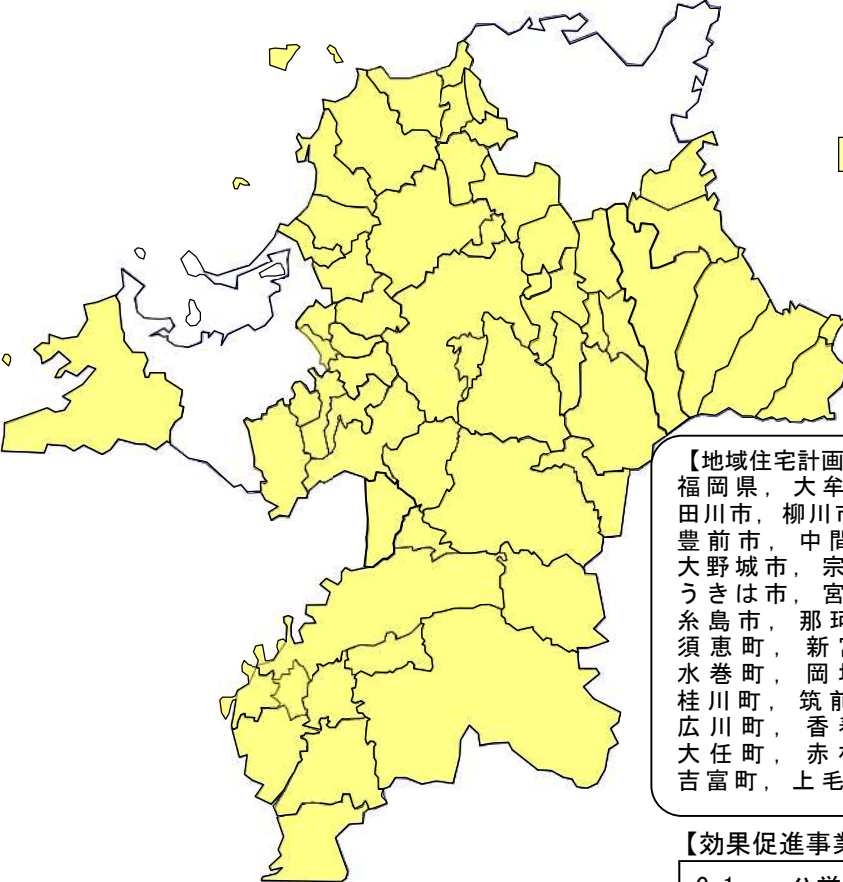
配慮入居者に対して、福岡県が平成19年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅（一般型）及び平成23年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅の空家を賃貸する。（指定都市等により認定され福岡県住宅供給公社が建設したものを含む。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

・既存ストックを活用した効率的な公的賃貸住宅供給促進を図るため、特定優良賃貸住宅等の用途を廃止し、高齢者向け優良賃貸住宅として使用する場合、高齢者向け優良賃貸住宅の加齢対応構造部分に係る基準を緩和する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（重点）（第2期）		
計画の期間	令和4年度～令和8年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体
【基幹事業】 A-1 地域住宅計画に基づく事業 （基幹事業） ○公営住宅等整備事業 ○公営住宅等ストック総合改善事業 ○地域優良賃貸住宅整備事業 ○公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ○住宅地区改良事業等 ○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 （提案事業） ○公営住宅改善関連事業 ○住宅地区改良事業等関連事業 ○公的賃貸住宅アスベスト調査事業 ○既存建築物除却事業 ○その他公的賃貸住宅関連事業 ○住宅政策関連計画策定等 ○民間空き家等除却事業 ○民間空き家等活用事業 ○定住促進関連事業 ○災害対応関連事業 ○住生活安定確保・向上推進事業  ・・・地域住宅計画 策定主体 【地域住宅計画 策定主体】 福岡県，大牟田市，久留米市，直方市，飯塚市，田川市，柳川市，八女市，筑後市，大川市，行橋市，豊前市，中間市，小郡市，筑紫野市，春日市，大野城市，宗像市，太宰府市，古賀市，福津市，うきは市，宮若市，嘉麻市，朝倉市，みやま市，糸島市，那珂川市，宇美町，篠栗町，志免町，須恵町，新宮町，久山町，粕屋町，芦屋町，水巻町，岡垣町，遠賀町，小竹町，鞍手町，桂川町，筑前町，東峰村，大刀洗町，大木町，広川町，香春町，添田町，糸田町，川崎町，大任町，赤村，福智町，苅田町，みやこ町，吉富町，上毛町，築上町 【効果促進事業】 C-1 公営住宅整備促進事業 C-2 公営住宅改善促進事業 C-3 地域優良賃貸住宅整備促進事業 C-4 住宅地区改良事業等促進事業			